

## ねんりんピック愛顔のえひめ2023 広報物品貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ねんりんピック愛顔のえひめ2023（以下「大会」という。）の開催に向け、のぼり等を活用した広報活動を展開することにより、広く県民の関心や認知度を高め、開催機運の醸成を図ることを目的に、広報活動に使用する物品の貸出しについて必要な事項を定める。

(対象物品)

第2条 貸出しをする広報物品は、「貸出対象物品一覧（別紙1）」のとおりとする。

(実施主体)

第3条 広報物品の貸出しは、ねんりんピック愛顔のえひめ2023 実行委員会事務局（以下「事務局」という。）が行う。

(対象者)

第4条 貸出しの対象者は、県内の市町及び関係機関・団体のほか、事務局が適当と認める者とする。

(使用承認等)

第5条 広報物品の貸出しを希望する者は、あらかじめ「広報物品貸出申請書（様式第1号）」を事務局に提出しなければならない。

2 事務局は、前項の申請が適当であると認められるときは、「貸出記録簿（様式第2号）」に記入の上、広報物品の貸出しを行うものとする。なお、次のいずれかに該当する場合は、広報物品の貸出しの目的に反するものとして貸出しを行わないものとする。

(1) 特定の政治、思想、宗教等に使用されるおそれのある場合

(2) 特定の個人又は団体の売名に使用されるおそれのある場合

(3) 不当な利益をあげるために使用されるおそれのある場合

(4) 大会のイメージや品格を貶め、又は正しい理解を妨げるおそれのある場合

(5) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合

(6) 法令又は公序良俗に反するおそれのある場合

(7) 広報物品を使用しようとする者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められる場合

(8) その他承認することが不適当と事務局が認めた場合

3 貸出しを受ける者（以下「借受者」という。）は、広報物品を事務局から直接受け取り、直接返却することを原則とする。ただし、やむを得ず業者等に運搬を依頼する場合には、その費用は借受者の負担とする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は原則として7日以内とし、使用後は速やかに返却するものとする。ただし、特に事務局が認めた場合は7日を超えて貸出しを行うこととする。

(使用料)

第7条 貸出しに係る料金は無料とする。

(注意義務)

第8条 借受者が広報物品を使用する場合には、善良な管理者の注意をもって取り扱うこととし、借受者は、広報物品の使用及び使用後の手入れ等について、「注意事項(別紙2)」を遵守して取り扱わなければならない。

(事務局の責任)

第9条 広報物品の使用による借受者の被害に対しては、事務局は一切その責めを負わない。また、借受者が第三者に被害を与えた場合も、事務局は一切その責めを負わず、借受者の責において、その被害を賠償するものとする。

(損害賠償)

第10条 借受者が、広報物品の滅失、損傷・汚損等損害を与えた場合には、現物又は修繕費用等の実費をもって負担させることがある。

(報告)

第11条 借受者は、貸出しを受けた広報物品の使用終了後に、それらの使用状況が分かる写真(任意様式)を事務局に提出しなければならない。

(留意事項その他)

第12条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 借受者は、広報物品を使用して大会の広報を行うこと。
- (2) 借受者は、広報物品を使用して営利目的の活動を行ってはならない。
- (3) 借受者は、広報物品を使用して大会のイメージや品格をおとしめ、又は正しい理解を妨げるおそれのある活動をしてはならない。
- (4) 借受者は、広報物品を使用して法令、公序良俗に違反し、又は反するおそれのある活動をしてはならない。
- (5) 借受者は、広報物品を使用して特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認している誤解を招くおそれのある活動をしてはならない。
- (6) 借受者は、広報物品を第三者に転貸してはならない。
- (7) 借受者は、広報物品を転売してはならない。
- (8) 事務局は、借受者が上記の事項に違反し、かつ、是正される見込みがないと認めるときは、当該使用を禁止し、貸出しを取り消すことができる。

(別紙 1)

貸出対象物品一覧

| No. | 貸出物品名   | 規格等                                 | 貸出可能<br>数量※ |
|-----|---------|-------------------------------------|-------------|
| 1   | のぼり旗    | 幅 60cm×高さ 180cm                     | 1 0         |
| 2   | のぼり旗ポール | 約 165cm (収納時)                       | 5           |
| 3   | のぼり台    | 幅約 35cm×奥行約 35cm×高さ約 17cm<br>※水タンク式 | 5           |
| 4   | テーブルクロス | 幅 270cm×高さ 60cm                     | 2           |

※基本的に希望する数量を貸出しますが、在庫状況により、希望に沿えない場合があります。

## 注意事項

### 1 使用時

- (1) 荒天時は原則として使用を控えること。
- (2) 設置時には、転倒防止に十分留意すること。

### 2 使用后

- (1) 汚れた場合は、汚れを十分に落とすこと。
- (2) 雨水等で濡れた場合は、十分に乾燥させること。
- (3) ポール、台は組み立て前の状態に戻し、旗は1枚ずつ折りたたむこと。
- (4) 破損、又は部品を失くした場合は、事務局に申し出ること。

(様式第1号)

令和 年 月 日

ねんりんピック愛顔のえひめ2023  
実行委員会会長 様

申請者住所

申請団体名

代表者名

ねんりんピック愛顔のえひめ2023広報物品貸出申請書

「ねんりんピック愛顔のえひめ2023広報物品貸出要領」を了承のうえ、下記のとおり申請します。

記

|                     |        |                              |      |     |
|---------------------|--------|------------------------------|------|-----|
| 貸出等を希望する<br>物品名及び数量 |        |                              |      |     |
| 使用<br>目<br>的        | イベント名称 |                              |      |     |
|                     | 開催場所   |                              |      |     |
|                     | 開催日時   | 令和 年 月 日 ( 曜日)               |      |     |
|                     | 主な参加者  |                              | 来場者数 | 約 人 |
|                     | 使用目的   |                              |      |     |
|                     | 受取希望日  | 令和 年 月 日 ( 曜日)               |      |     |
|                     | 返却希望日  | 令和 年 月 日 ( 曜日)               |      |     |
| 連絡先                 |        | 担当者名 :<br>電話番号 :<br>E-mail : |      |     |

※1 申請する前に必ず事務局へ在庫の有無を確認してください。

※2 イベント等の内容が分かる資料を添付してください。

## 貸出記録簿

(様式第2号)

[illegible]